

## 第5回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火) 午前9時30分から午前10時20分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第2会議室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀 正廣
2番委員	梅野 節子
3番委員	鳥越 孝広
4番委員	中島 照章
5番委員	石橋 祐一
6番委員	藤原 優子
7番委員	伊藤 照子
8番委員	池端 祥久
9番委員	内野 和幸

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 塚 三千也

主 査 野田 稔雄

職 員 前田 由紀子

議長            それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第5回農業委員会総会を開催いたします。

                 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員       はい。

議長            それでは、2番委員、3番委員をお願いいたします。

両委員        はい。

議長            なお、本日の会議書記には、事務局主査を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員            はい。

議長            それではそうさせていただきます。  
では、早速、議事に入ります。

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長            議案第1号については、10件の申請がっております。

                 9番案件は3番委員に関することですので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与することができないため、その際には、退席をお願いいたします。  
それでは、9番を除く案件の説明を事務局からお願いします。

事務局        はい。(資料読み上げ)

                 1番は親族関係、2番は親子関係による移転でございます。

                 3番から8番までは期間満了による再設定でございます。

                 10番は、親族間の移転でございます。

                 いずれも3条調査書の各項目にも該当せず、許可基準を満たしております。  
ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長            続きまして、地区担当委員のご意見を伺いたいと思います。

                 1番と2番を2番委員からお願い致します。

2番委員        1番は現地確認をしましたが、管理をされており問題ありません。  
2番についても問題ありません。

議長            ありがとうございました。  
                  次の3番から7番までを3番委員からお願い致します。

3番委員        いずれも同じ法人のもので期間満了による更新ですので、何ら問題ありません。

議長            ありがとうございました。  
                  次の8番案件は私から述べます。

議長            認定農業者でもありますし、ハウスでイチゴ栽培をされております。再更新でもありますので問題ありません。

議長            次の10番案件も私から述べます。  
                  申請地は〇〇さんの実家裏に位置する農地で、道がなく歩いてしか行けないような場所のため、今回の移転申請に至ったものだと思います。  
                  〇〇さんは認定農業者でもあり、若いのにがんばっていますので、問題ありません。

議長            それでは、審議に入ります。  
                  事前に、ご意見ご質問が事務局には届いていないようです。改めて伺います。  
                  ご質問ご意見はございませんか。  
                  (発言者なし)

議長            それでは、採決に入ります。  
                  1番案件を許可される方は挙手をお願いします。  
                  (全員賛成)

議長            ありがとうございました。  
                  全員賛成で許可することに決定いたします。

議長            次の2番案件について、ご意見ご質問はございませんか。  
                  (発言者なし)

議長            それでは、採決に入ります。  
                  2番案件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
                  (全員賛成)  
                  ありがとうございます。  
                  全員賛成で2番案件は許可することに決定いたします。

議長            次の3番案件から7番案件については受人が同じため、まとめて採決したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括審議とさせていただきます。  
3番案件から7番案件までについて、ご意見ご質問はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようでございますので、採決に入ります。  
3番案件から7番案件までを許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で3番案件から7番案件までは許可することに決定いたします。

議長 次に8番案件について、ご意見ご質問はございませんか。  
(発言者なし)

議長 それでは、採決に入ります。  
8番案件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で8番案件は許可することに決定いたします。

議長 次は10番案件について、ご意見ご質問はございませんか。  
(発言者なし)

議長 それでは、採決に入ります。  
10番案件について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で10番案件は許可することに決定いたします。

議長 それでは、9番案件の審議に入りますので、3番委員は退席をお願いします。  
— 3番委員退室 —

議長 9番案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)  
いずれも許可基準を満たしております。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長 それでは、担当委員の意見を伺いたいと思います。  
5番委員よろしくをお願いします。

5番委員 認定農業者で周辺耕作もされていることから何ら問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。  
9番案件について何かございませんか。  
(発言者なし)

議長 無いようですので、審議を終わり採決に入ります。  
9番案件を許可される方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で許可することに決定いたします。  
3番委員の入室をお願いします。

— 3番委員着席 —

9番案件は許可すること決定しました。

議長 次は

## 議案第2号 経営基盤強化法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、102件の申請がっております。  
件数も多く、3番委員、4番委員、5番委員、9番委員、それに私と5人の委員に関する案件がございますので、議事参与できないことから、それぞれ退席をお願いします。入れ代わり立ち代わりになると思いますがよろしくをお願いします。  
まず、委員に関わりが無いものの説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料の読み上げ)  
以上、79番案件までが委員に関係ないものでございます。  
いずれも利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議お願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、1番から79番までは一括審議でよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、そうさせていただきます。  
何かご意見ご意見はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。  
それでは、1番から79番までを許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で1番から79番案件までは許可することに決定いたします。

議長 次に 8 2 番案件に入りますので、3 番委員は退席をお願いします。  
— 3 番委員退室—

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)  
利用権各要件を満たしております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 何かご質問はありますか。  
(発言者なし)  
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。  
8 2 番案件を許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で 8 2 番案件は許可することに決定します。  
3 番委員の入室をお願いします。  
— 3 番委員着席—

議長 許可に決定致しました。

議長 それでは、次の 8 3 番案件に入りますので、4 番委員は退席をお願いします。  
— 4 番委員退室—

議長 では事務局説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)  
いずれも利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議よろしく願い  
します。

議長 説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。  
8 3 番案件を許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で 8 3 番案件は許可することに決定します。  
4 番委員の入室をお願いします。  
— 4 番委員着席—

議長 8 3 番案件は許可することに決定しました。

議長 次は5番委員に関するものですので退席をお願いします。

—5番委員退室—

議長 では事務局説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

いずれも利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。

84番から101番案件までを許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で84番から101番までの案件は許可することに決定します。

5番委員の入室をお願いします。

—5番委員着席—

議長 5番委員に関するものは全て許可に決定しました。

議長 次に102番案件に入りますので、9番委員は退席をお願いします。

—9番委員退室—

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

いずれも利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。

102番案件を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

ありがとうございます。

全員賛成で102番案件は許可することに決定します。

9番委員の入室をお願いします。

—9番委員着席—

議長 102番案件は許可することに決定しました。

議長            それでは、次に80番、81番の案件に入りますので、私は退席し、以後の進行は会長代理の2番委員にお願いします。

―会長退室―

会長代理      それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。  
80番、81番について、事務局説明をお願いします。

事務局          はい。(資料読み上げ)  
いずれも利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議よろしく申し上げます。

会長代理      説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。  
80番、81番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)  
ありがとうございます。  
全員賛成で80番、81番の案件は許可することに決定します。  
会長の入室をお願いします。

―会長着席―

会長代理      会長の案件は許可に決定しました。

1番委員        ありがとうございました。

会長代理      会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長            次の報告に進みます。

#### 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長            説明を事務局からお願いします。

事務局          はい。(資料読み上げ)

議長            説明がございましたが、何かご質問はございますか。

3番委員        4番についてですが所有者の方は業者にて全て任せてあり、結果的に転用届がなされていない訳ですが、業者側に何かないのでしょうか。



5番委員 関連して、住宅建設ですので建築許可申請の際に何かなかったのでしょうか。

議長 お二人の委員からご質問ですが、私としては、一次的に所有者の責任だと思いますが事務局如何でしょう。

事務局 はい。経過のご説明になりますが、当初の計画では所有する土地に建設予定であったそうですが、住宅建設にあたり接道用地確保の指摘を受け、位置が南側に移動し隣接の住宅用地にずれたとのこと。これにより、国土調査が行われていない字図による判断のためと思われませんが、南側宅地に建設との認識がハウスメーカー側に生じ、地番確認が疎かになったというもので、実際には宅地と農地に跨り建設されていたというのが今回のケースでございます。

許可についてですが、一般的に住宅建設においては、転用申請の前に建築確認申請をされ、建物等に問題がない段階になって、その土地の農地転用申請を頂くもので、この際に土地の利用計画図等を添付いただく流れでございます。このため、建築許可申請の段階では、建物に関する部分のみを審査、判断されているものです。

議長 今回の始末書はどなたから提出いただいていますか。

事務局 誰が申請人になるかということでもありますので、ハウスメーカーではなく転用申請人である所有者から頂いております。

議長 両委員よろしいですか。

3番・5番委員 はい。

議長 他にご質問はございませんか。  
(発言者なし)

議長 無いようですので報告第1号を終わります。  
次に報告第2号と第3号を続けて事務局から説明をお願いします。

**報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について**

**報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について**

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 事務局説明がございましたが、何かご質問はございますか。  
(発言者なし)

無いようですので、報告2号、報告3号を終わります。

#### 報告第4号 非農地証明について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 説明がございましたが、何か皆さんからございますか。  
(発言者なし)  
無いようですので、報告第4号を終わります。

議長 それでは、以上をもちまして、第5回農業委員会総会を終了いたします。

—閉会—

以上